

広報

いわくら



7.1

2012.No.991



市の花/つつじ



▲5月30日にエコサポート&サービス株式会社から市内の小学校へ下敷きが贈られました。



い~わくん

岩倉市は

安全・安心なまちです
核兵器廃絶宣言
環境保全宣言
交通安全都市宣言
交通安全都市宣言
昭和37年1月1日
昭和46年11月15日
平成7年12月6日
平成16年12月12日

市政の窓

3

- ・下水道整備区域の皆さんへ下水道受益者負担金の納付書を送付します……………3
- ・図書館の夏休み期間中の臨時開館について……………3
- ・国民健康保険税の納付書を送付します……………4
- ・後期高齢者医療制度の保険証を更新します……………4
- ・住民基本台帳法の一部が改正されます……………5
- ・雨水貯留施設等設置費の補助金を交付します……………6
- ・岩倉市ジュニアオーケストラ第12回定期演奏会……………6
- ・金婚・ダイヤモンド婚祝賀会……………6
- ・平成24年度介護保険料額(本徴収額)決定通知書を送付します……………7
- ・情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします……………8
- ・自然生態園でザリガニ釣り大会と夜の観察会を行います……………8
- ・いわくらフリーマーケットを開催します……………8
- ・岩倉市消防団操法大会優勝をめぐり早朝訓練を行っています……………9
- ・献血にご協力ください!……………9
- ・国民年金保険料の免除制度をお知らせします……………10
- ・岩倉市消費生活講座の受講者を募集します……………11
- ・PR大使い~わくん……………11
- ・「節電」ご協力をお願いします……………12

作業療法士すこやか日誌 13

お子さんの発達に不安を感じたら

歴史ある町並みと自然あふれる大野市へ! 14

Departamento de Informações ポルトガル語情報コーナー 25

平成24年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します 26

フォトニュース 27

第28回五条川小学校区親子スポーツデー・2012ドイツカデ国際大会結果報告・稲作り農業体験

表紙の写真

「北部保育園の芝張り」

6月15日(金)、北部保育園で園児と父兄によって園庭に芝が張られました。

暮らしのガイド 16

- 催し……………16
- 講座・教室……………18
- 健康……………20
- 相談・その他……………21

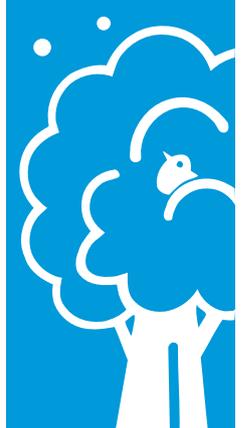
小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川 多くの文化遺産
私たちは この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
- つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

市政の窓



下水道整備区域の皆さんへ 下水道受益者負担金の 納付書を送付します

岩倉市では、公共下水道の整備が完了した地域から、毎年「受益者負担金賦課区域」を定め「受益者負担金」を賦課しています。

今年度の賦課区域の受益者（土地の所有者または建物の所有者など）の皆さんに、7月2日付けで納入通知書を郵送します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。

※口座振替を依頼された人には、口座振替のお知らせを郵送します。

また、第1期納期の7月31日(火)までに一括納付される場合は、前納報奨金制度により納付額の割り引きがあります。

●**受益者負担金制度** この負担金は、限られた区域の人しか利用できない

下水道の建設費すべてを、税金でまかなうのではなく、一部を下水道整備によって利益を受ける人（受益者）に負担していただく制度です。

●**対象となる土地** 下水道整備区域内にある土地は、すべて負担金の対象となります。宅地だけでなく、空き地や駐車場、農地も対象になります。

ただし、農地については、農地でなくなるまで徴収が猶予される制度があります。

●**納めていただく人** 受益者負担金を納めていただく人（受益者）は、下水道整備区域内にある土地の所有者です。

※その土地が地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となります。

●**負担金の額** この負担金はその土地に1回限り賦課するもので、一平方メートルあたり450円と定めています。

●**納付方法** 納付方法は、負担金を

5年に分割し、さらに1年を4回に分けて20回で納めていただく「分割納付」と、各年度の第1期の納期に全額または1年分まとめて納めていただく「一括納付」があります。

初年度に全額を一括納付されますと約16割、各年度に1年分を一括納付されますと約2割が納付額から割り引かれます。

●**下水道の接続工事はお早めに** 今年度の賦課区域では、すでに下水道が使用できます。一日も早く下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。

※工事は、岩倉市が指定した指定工事店に依頼してください。

●**現在負担金が猶予されている人へ** 現在負担金が猶予されている土地の受益者は、その土地が農地でなくなった際には届出が必要です。また、その土地を売買や相続などで受益者を変更する場合も届出が必要です。で、お忘れのないようお願いいたします。

●**問合せ先** 上下水道課下水道グループ

図書館の夏休み期間中の臨時開館について

図書館は、毎週月曜日と月末日が休館日ですが、学校の夏休み期間中に限り、月曜日の休館日を、臨時に開館しますのでご利用ください。

開館時間は通常通り午前9時30分から午後7時までです。

●**問合せ先** 生涯学習課図書館グループ
(☎37-6804)まで。



プ (☎38-5815) まで。

国民健康保険税の納付書を送付します

平成24年度第4期から第12期分までの国民健康保険税の納付書を7月13日(金)に発送します。

今回発送する納付書は、前年所得金額等を基礎に算定した年税額から、すでに通知しました税額(第1〜第3期)を差し引いた額を第4期以降第12期まで各納期ごとに納めていただきます。

年金からの特別徴収について

国民健康保険に加入する65〜74歳の世帯主のうち、次の①〜③のすべてに該当する世帯の人は、原則年金特別徴収で納めていただきます(年金特別徴収を中止する届出をされている人は除きます)。

- ① 1年間に受け取る年金が18万円以上である。
- ② 国民健康保険税額と介護保険料とあわせた合計額が年金額の2分の1を超えない。
- ③ 世帯内の国民健康保険の被保険者の人全員が65〜74歳である。

※平成24年度に初めて特別徴収となる世帯の世帯主は10月から開始となります(第4期から第6期までは納

付書などにより納めていただきます)。

※特別徴収の要件に該当しなくなった世帯の世帯主は、9月以降、普通徴収となります。

※年金特別徴収は申し出により中止をし、口座振替へ変更することができます。詳しくは納付書に同封の案内をご覧ください。

◎税率等については、左表のとおりです。なお、平成24年度から課税限度額および所得の低い人に対する均

平成24年度税率表

	税率等		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.0/100	1.9/100	1.0/100
資産割	40/100	15/100	5/100
均等割 (1人当たり)	19,500円	6,500円	6,500円
平等割 (1世帯当たり)	19,500円	6,500円	6,000円
課税限度額 (平成23年度の限度額)	490,000円 (460,000円)	120,000円 (110,000円)	90,000円 (80,000円)

平成24年度均等割・平等割の軽減割合

総所得金額等の合計	軽減割合 (平成23年度の割合)
33万円以下の世帯	7割 (6割)
33万円を超え33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)以下の世帯	5割 (4割)
33万円を超え33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯 (5割軽減にあてはまらない世帯)	2割 (-)

※世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額で判定が行われます。
 ※未申告者がいる世帯は、この軽減は受けられません。

等割・平等割の軽減割合が変更となりました。

納期内納付にご理解とご協力を

国民健康保険税は、国や市からの補助金とともに国民健康保険を支える重要な財源です。皆さんが病気やけがをされたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費などに使われます。保険税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

●問合先 市民窓口課 保険医療グループ (☎38・5807) まで。

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります。

現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(火)です。8月1日(水)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

※簡易書留郵便では、受け取る際に押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、日本郵便岩倉支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。

日本郵便岩倉支店での留置期間(案内に記載されている期間)を過ぎると、保険証は市民窓口課に返還されます。その場合は、市民窓口課 保険医療グループの窓口(市役所1階7番)でお渡ししますので、現在お持ちの保険証と印鑑を持ってお越しください。

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、市民窓口課 保険医療グループへ申請が必要です(すでに『送付先変更申請書』を

給付内容

医療機関の窓口で後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、医療の給付が受けられます。

一般の人……………1 割負担

現役並み所得者………3 割負担

現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得額が 145 万円以上ある後期高齢者被保険者がいる世帯です。ただし、次のいずれかに該当する場合には申請により 1 割負担となります。

該当項目	判定の対象となる人	基準となる収入合計金額
①	世帯に本人以外の後期高齢者医療被保険者がいる場合。	520 万円未満
②	世帯に本人以外の後期高齢者医療被保険者がいない場合。	383 万円未満
③	上記②の場合で、同一世帯内に高齢受給者証をお持ちの 70 歳から 75 歳未満の人がいる場合。	520 万円未満

※①、②の場合は、被保険者の収入金額の合計額、③の場合は、被保険者および同一世帯の 70 歳以上 75 歳未満の収入金額の合計額
※判定における収入は必要経費等を差し引く前の金額です。

提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は日本郵便岩倉支店への転居届では転送されません。申請されるときは、印鑑と写真付きの身分証明書を保持して 7 月 11 日(水)までに市民窓口課保険医療グループへお越しください。保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8 月 1 日(水)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください(今までお使いのオレンジ色の保険証

は、8 月以降に所用で市役所にお越しの際に市民窓口課保険医療グループへ返却していただくか、個人情報が見取れないよう裁断して破棄してください)。平成 24 年度住民税の課税所得により一部負担金の割合等が変更になっている場合がありますので、ご確認ください。なお、判定方法は、左表のとおりです。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ(☎38・5807)まで。

住民基本台帳法の一部が改正されます

住民基本台帳カード継続利用について

法改正に伴い、7 月 9 日(月)から他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようになります。住民基本台帳カードをお持ちの人は、転入した日から 14 日以内に住民基本台帳カードをお持ちになって転入届けの手続きをお願いします。

外国人住民について

法改正に伴い、外国人も日本人と同じく住民票が作成されます。日本人と外国人とで構成される世帯の場合、全員が記載された住民票の写しが発行可能になります。

在留資格や在留期間の変更については、地方入国管理局での手続きのみでよくなくなります。

岩倉市から他の市町村へ引っ越す際は、岩倉市で「転出届」をする必要があります。また、「転入届」をするときは、「転出証明書」と「在留カード」または「特別永住証明書」(特別永住者のみ)が必要になります。

住民基本台帳に記載される対象者

① 中長期在留者(在留カード交付対象者)

※短期滞在・外交・公用の在留資格以外の人で、3 カ月を超えた在留期間が決定された外国人

② 特別永住者

③ 出生による経過滞在者、国籍喪失による経過滞在者

※出生または日本国籍の喪失により日本に在留することとなった外国人。当該事由が生じた日から 60 日限り、在留資格なしに在留することができます。

④ 一時庇護許可者、仮滞在許可者

右記①～④以外の人や 7 月 9 日の法施行日時点で在留資格がない人は住民登録ができません。住民票の写しや印鑑証明も発行できなくなります。

●問合先 市民窓口課窓口グループ(☎38・5807)まで。



雨水貯留施設等設置費の補助金を交付します



庭に簡単な貯留施設を設置して雨水を一時的に溜めることを雨水貯留といいます。

貯留により河川や排水路への流出を抑え、浸水被害の緩和が期待できます。また、溜まった雨水を散水等に利用することができますため、節水効果もあります。

補助対象施設

★**浄化槽転用貯留槽**：公共下水道接続時または改築・増築時に不用になる浄化槽を転用して、屋根に降った雨水を貯留する槽

★**雨水貯留槽（雨水タンク）**：屋根に降った雨水を貯留する槽で貯留容量が100リットル以上の新設のもの。

●**補助金の額** 1施設につき工事費の4分の3に相当する額ですが、施

設ごとに限度額があります（左表のとおり）。

浄化槽転用貯留槽改造工事費の補助限度額（1施設当たり）

人槽区分	補助限度額
5～10人槽まで	100,000円
11人槽以上	150,000円

雨水貯留槽（雨水タンク）新設工事費の補助限度額（1施設当たり）

貯留容量	補助限度額
100リットル以上200リットルまで	40,000円
200リットルを越え500リットルまで	90,000円
500リットルを越えるもの	150,000円

●**問合せ先** 上下水道課下水道グループ（☎338・5815）まで。

岩倉市ジュニアオーケストラ第12回定期演奏会

12回目となる今回の演奏会は、岩倉市ジュニアオーケストラのOBで現在トランペット奏者として活躍し



ている新玉真士さんがソリストとして登場します。ぜひご来場ください。

●**とき** 9月2日(日)午後2時（開場：午後1時30分）、終演予定：午後4時

●**ところ** 総合体育文化センター多目的ホール

●**指揮** 寺島康朗

●**独奏** 新玉真士（トランペット）

●**演奏** 岩倉市ジュニアオーケストラ

●**曲目** 交響曲第9番「新世界より」／ドヴォルザーク、ペールギュント第1組曲／グリーグ、トランペット協奏曲／ネルーダ、威風堂々／エルガー

●**入場料** 500円（全自由席）

※3歳以下は入場できません。

●**チケット発売日** 7月3日(火)

●**チケット販売場所** 総合体育文化センター、図書館、生涯学習センター、市役所1階情報サロン、市役所6階生涯学習課

●**主催** 岩倉市、岩倉市教育委員会

●**問合せ先** 生涯学習課生涯学習グループ（☎338・5819）まで。

結婚50周年、60周年のご夫婦をお祝いします

金婚・ダイヤモンド婚祝賀会

岩倉市では、結婚50周年、60周年を迎えられるご夫婦を招待して、金婚・ダイヤモンド婚祝賀会を開きます。

●**とき** 11月17日(土)午前10時～

●**ところ** 総合体育文化センター多目的ホール

●**内容** 式典（祝いの品の贈呈など）、アトラクション

対象

●**結婚50年目（金婚）** 昭和38年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫妻

●**結婚60年目（ダイヤモンド婚）** 昭和28年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫妻

※すでに結婚50年または60年目を迎えているが、（都合で）今までに申し出ていないご夫婦。

※平成24年1月1日から祝賀会が行われる日まで引き続き市内にお住まいの者に限る。

●**申込方法** 介護福祉課にある「金婚・ダイヤモンド婚を迎える夫婦申出書」にご夫婦の戸籍謄本を添えて

(本籍が市内の場合は不要) 提出してください。

● **受付期間** 7月2日(月)～8月15日(土・日曜日、祝日を除く)

● **申込・問合先** 介護福祉課高齢福祉グループ(☎3815809)まで。

平成24年度介護保険料額(本徴収額)決定通知書を郵送します

第1号被保険者である65歳以上の人の介護保険料が決定しました。

平成24年度の介護保険料は、前年の所得が確定するまでの期間を仮徴収期間とし、既に4月にお知らせしています。

今回、平成23年中の所得が確定し、年額保険料が確定したことに伴い、8月分以降の介護保険料額(本徴収額)について、7月上旬に「平成24年度介護保険料決定通知書」を郵送しますので確認してください。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、いざ介護サービスを利用しなければならぬ状況になったときに、「償還払い(利用者がいったん全額負担し、申請により9割を払い戻す制度)」に支払い方法が変更になったり、通常1

割の利用者負担が3割に引き上げられたりするなど、制限がかかります。

こんなときはご相談を…

生活保護を受給していない人で、本来適用すべき所得段階の保険料等を負担すると生活保護が必要となるが、保険料等が軽減されれば生活保護を必要としない状態となる場合に、本来よりも負担の低い保険料等を適用するための「境界層措置」という制度があります。

この制度の適用を受ける場合は、介護福祉課に申請して「境界層該当証明書」の発行を受けるなどの手続きが必要です。

また、災害などの特別な事情があるときには、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

老齢福祉年金…明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人などに支給される年金です。

合計所得金額…「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた額です。

課税年金収入…老齢退職年金等の課税年金収入が対象であり、遺族年金・障害年金等の非課税年金収入は対象となりません。

平成24年度所得段階別介護保険料

区分	対象者	算出基準	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	4,100円×0.5×12カ月	24,600円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,100円×0.5×12カ月	24,600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,100円×0.63×12カ月	30,900円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,100円×0.75×12カ月	36,900円
第4段階①	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,100円×0.88×12カ月	43,200円
第4段階②	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,100円×1.0×12カ月	49,200円
第5段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円未満の人	4,100円×1.13×12カ月	55,500円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	4,100円×1.25×12カ月	61,500円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	4,100円×1.50×12カ月	73,800円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上の人	4,100円×1.75×12カ月	86,100円

問合先

介護福祉課介護保険グループ(☎3815811)まで。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

岩倉市では、市民の皆さんの「知る権利」を保障するための情報公開制度と、市が保有する個人の情報を守るための個人情報保護制度を設けています。

情報公開について

情報公開制度は、皆さんの知りたい情報（岩倉市が作成または取得した公文書）を公開することにより、市政への理解、認識を深めていただくことをねらいとしています。

岩倉市が保管または管理している文書・帳票・図画などの情報について、情報の公開を請求することができます。

※個人が識別できる情報など、公開できない情報もあります。

個人情報保護について

個人情報保護制度は、個人情報に関する皆さんの権利を明らかにすることで、個人の権利と利益を保護することをねらいとしています。

本人に関する個人情報について、その情報の開示を請求することができます。また、開示された情報に誤

りがある場合や、適切な取り扱いがされていない場合に、訂正請求や利用停止請求をすることもできます。

● **請求窓口** 市役所6階行政課

● **手続き** ご自分の情報の請求には本人であることを確認できるものが必要です。

● **負担費用** 閲覧：無料、公文書の写しの交付：1枚につき10円、公文書の写しの証明：1件につき200円

※郵送の場合は郵便料金を加算します

● **適正使用** 公開または開示された情報は、制度の趣旨に沿って正しく使用してください。

● **公開を拒否された場合などの救済** 請求に対する決定に対して不服を申し立てることができます。

平成23年度の情報公開・個人情報保護運用状況

☆情報公開を請求された件数：43件

☆情報公開の可否の件数：全部公開25件、一部非公開12件、非公開6件

☆不服申し立ての件数：2件

☆自己情報の開示などを請求された件数：19件

☆個人情報の開示の可否の件数：全部開示14件、一部非開示3件、非開

示2件

☆不服申し立ての件数：1件

● **問合先** 行政課行政グループ（☎38・5804）まで。

自然生態園でザリガニ釣り大会と夜の観察会を行います



ザリガニ釣り大会

トンボ池でザリガニ釣り大会を行います。お気軽に参加してください。

なお、釣り竿やえさ、バケツ等は、各自持参してください（ルール、テグス糸は禁止します）。

● **とき** 7月21日(土)午前10時～11時30分

● **対象** 小学生以下の児童（定員30人）

※保護者同伴でお願いします。

● **申込方法** 電話でお申し込みください。

夜の観察会

カラスウリの開花や夜行性の昆虫、その他せみの羽化などを観察し

ます（状況により観察する生物は変わる場合もあります）。ふるってご参加ください。

なお、小学生以下の児童は保護者同伴でお願いします。

※申込は不要です。

● **とき** 7月28日(土)午後7時～8時

● **ところ** 自然生態園（北島町）

● **申込・問合先** 環境保全課環境グループ（☎38・5808）まで。

いわくらフリーマーケットを開催します

家庭の不用品を無駄なく有効利用することによって、環境にやさしい消費生活を目指そうと「いわくらフリーマーケット」を開催します。いわくくんも遊びに来ますので、ぜひお越しください。

● **とき** 7月14日(土)午前9時30分～午後1時

● **ところ** 総合体育文化センター多目的ホール

● **出店者** フリーマーケット30店、みりの里

● **問合先** 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）まで。

岩倉市消防団操法大会優勝を目指し早朝訓練を行っています

第57回愛知県消防操法大会が7月21日(土)半田市で開催されます。

この大会には、県内市町村の代表消防団員が参加して、消防ポンプ自動車操法と小型ポンプ操法に分かれホース延長・放水および消防ポンプ等消防機器の取り扱いを正しい動作で短時間に行うことを競います。

岩倉市消防団は、平成17年に準優勝、平成19年には優勝を手にし、幾度となく入賞もしています。今年も、岩倉市マスコットキャラクター「い〜わくん」をあしらったTシャツを着て「岩倉市代表」の気持ちを一つにし、優勝を目指して、厳しい早朝訓練(午前5時30分〜7時※日曜日は休み)を実施しています。

市民の皆さんの応援をお願いします。

岩倉市代表の選手

さくらい	のぶたか	伸賢さん(大山寺町区)
櫻井	あきひろ	章弘さん(大市場町区)
おおしま	まさし	雅史さん(大地町区)
大島	りょうへい	亮平さん(八剣町区)
やまうち	つひろ	哲広さん(井上町区)
山内	たつま	達磨さん(南新町区)
いのうえ		
井上		
ふなほし		
船橋		
みなみ		
南		



安全管理研修会を開催しました

岩倉市消防団は5月29日(火)、安全管理研修会を行い、地震等による大災害が発生した場合の活動要領および危険予知トレーニング(S・K・Y T)を実施しました。

活動現場に潜む危険を瞬時に見抜く力を養うこの訓練は昨年にも実施しましたが、繰り返し行うことにより危険意識を高く保ち、適切な対応ができるようになると確信しています。

市民の期待に応えるためには、「安全と危険のバランスをどうとるか」といった「安全の哲学」を持つことも重要であると考え、今後も継続して研修会や各訓練を実施し、より強固な地域防災体制の確立に努めます。



●問合先 消防本部総務課総務グループ(☎37-5333 内線 893)まで。

献血にご協力ください!

献血いただいた血液は、外科手術等による出血の時や慢性貧血の改善が必要な患者さん、血小板の異常により止血が不十分な患者さん等に使用されています。あなたの血液で一人でも多くの患者さんが救われます。ご協力をお願いします。

●とき 7月8日(日)

●ところ 神野会館

●受付時間 午前10時〜正午、午後1時〜3時

●問合先 岩倉市献血推進協議会(社会福祉協議会内)☎37-3135)まで。



国民年金保険料の免除制度をお知らせします

国民年金は、保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

【法定免除制度】
障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届出を行うと保険料が免除されるものです。

【申請免除制度】
全額免除のほか、保険料の4分の3、2分の1、4分の1を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得（1月から6月分の保険料免除については前々年の所得）がいずれも免除の基準以下の場合、申請により保険料が免除されるものです。扶養している親族の人数などによって基準が異なりますので、詳しくは

ご相談ください。

免除の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	免除対象となる所得(収入)のめやす()内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (277万円)	189万円 (296万円)

※申請の時期（申請が1～6月までの間の場合）によって前年度の所得で審査を行う場合があります。
※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

【若年者納付猶予制度】
所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居しているために、申請免除の対象とならなかった20歳代の人について、本人（配偶者を含む）の所得が基準以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。

【学生納付特例制度】
大学・短期大学・各種学校などに在学されている人で、本人の前年所得額から各種控除後の金額が118万円以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。対象学校についてはお問い合わせください。なお、学生納付特例制度に該当する人は、申請免除制度を申請することはできません。

● **退職（失業）の特例** 所得の基準が設けられている免除などについては、審査の対象者（本人・配偶者・世帯主）の中で申請する年度または前年度に退職している人がいる場合、公的機関の証明を添付していただくことにより、その人の所得審査が不要となります。

● **保険料の追納** 申請などが承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納することができます。なお、3年度目以降に納める場

合には、経過年数に応じた加算額がつきますので、なるべく早めに納めることをおすすめします。

● **承認期間** 7月から翌年6月まで。法定免除は免除理由が終了するまで。学生納付特例は4月から翌年3月。

承認されれば期間の始期までさかのぼります。ただし、失業や災害などの理由によるときは、その事由が発生した前月から承認されます。なお、承認期間が終わり、引き続き免除などを希望される場合は、再度申請する必要があります。ただし、7月からの免除などが継続審査となっている人（6月までの免除承認通知に継続審査とされている人）については、審査の結果、通知が年金事務所から郵送されますので、お待ちください。

● **持ち物** 年金手帳、印鑑
※失業を理由として申請する場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど。
※学生の人は学生証または在学証明書。

平成24年1月1日に岩倉市で住民登録または外国人登録をされていない人は、平成24年度の課税証明書が必要な場合があります。

7月中であれば、平成23年7月から平成24年6月までの申請免除・若年者納付猶予申請がさかのぼってできます。平成23年1月1日に岩倉市で住民登録または外国人登録をされていない人は、平成23年度の課税証明書が必要な場合があります。

●**申込・問合せ** 一宮年金事務所(☎0586・45・1415)または、市民窓口課窓口グループ年金担当(☎38・5807)まで。

岩倉市消費生活講座の受講者を募集します

市民の皆さんが日常生活に役立つ知識を学び、よりよい消費生活を送っていただくことを目的として消費生活講座を開催します。お誘い合わせのうえご参加ください。

野菜ソムリエが伝える野菜果物の魅力

名古屋市内でパンと野菜の教室を開いている野菜ソムリエが、これか

ら出回る夏野菜を中心に、旬のものを食べる意味や、野菜や果物の役割をお伝えします。実際の選び方や楽しみ方も学びましょう!

●**とき** 7月9日(月)午前10時~11時30分

●**ところ** 地域交流センターくすのきの家

●**講師** パンと野菜の教室KAO・MARU主宰・野菜ソムリエ 近藤香織さん

●**おさかなマイスターが伝える魚の魅力**

名古屋中央卸売市場で魚の流通に携わるおさかなマイスターが、魚の

鮮度や含まれている栄養、おいしい食べ方を教えてくれます。魚をいただくありがたさ、家族でいただく食事の大切さを考えましょう!

●**とき** 7月13日(金)午前10時~11時30分

●**ところ** 市役所7階大会議室

●**講師** 中部水産株式会社 おさかなマイスター 神谷友成さん

●**受講料** 無料

●**主催** 岩倉市

●**企画・運営** 岩倉市消費生活モニター

●**申込・問合せ** 商工農政課商工観光グループ(☎38・5812)まで。

PR大使 いわくん



「節電」にご協力をお願いします

今夏も、全国的に厳しい電力需給が予想されています。岩倉市では公共施設の省エネ・節電に努めているところですが、市民の皆さんや事業者の皆さん省エネ・節電の取組をお願いします。

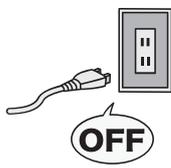
そこで、この夏に家庭や事業所でできる省エネ・節電のポイントをご紹介します。ぜひ実践してください。

家庭でできる省エネ・節電対策

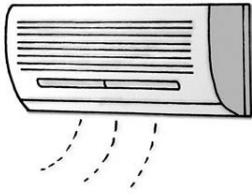
エアコン、照明、テレビ、パソコンなどの家電製品は必要なときだけ使い、使わないときはこまめにスイッチを切るようにしましょう。



家電製品は、使用されていないときでも「待機電力」が消費されます。コンセントを抜くなどの工夫で待機時の消費電力を減らしましょう。



エアコンの設定温度は28度を目安にしましょう。なお、設定温度を1度高くすると約13%の消費電力の削減になるといわれています。また、扇風機を併用して冷えた空気を循環させることも効果的です。



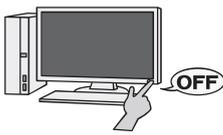
照明器具は、ランプやかさが汚れると明るさが低下しますので、こまめにお手入れしましょう。また、電球型蛍光灯やLED電球などに取替えることで消費電力を抑えることができます。



早寝早起きは夜の消費電力を抑えることにつながります。生活スタイルを見直して節電に心がけましょう。



テレビを消すときはできるだけ主電源で消しましょう。また、旅行など長期不在の時はコンセントを抜きましょう。



冷蔵庫は、扉の開閉時間を短くして、物を詰め込みすぎないようにしましょう。



事業所でできる省エネ・節電対策

クールビズスタイルなどで体感温度を下げる工夫をしましょう。

エレベーターの利用はできる限り控えて、階段の利用を推奨しましょう。

「ノー残業デー」などを設定し、その日の夜間の電力消費を削減しましょう。

空調の設定温度・風向きを調整して節電しましょう。

パソコンやコピー機などのOA機器はこまめに電源を切りましょう。また、長時間使用していない機器のコンセントは抜くようにしましょう。

ゴーヤなどの植物を窓外に這わせる「緑のカーテン」を導入することで、日差しを防ぐだけでなく、見た目にも涼しく感じられます。

省エネタイプのOA機器を導入したり、太陽光発電システムを取り入れたりしましょう。また、省エネタイプの照明器具(LED電球など)に取替えましょう。

※特に平日の午後1時から4時までのピーク時間帯には一層の節電強化をしていただくようお願いします。

無理は禁物

あまり負担の多い節電は続けることが難しいばかりか、健康に支障がでる場合もあります。健康維持に支障のない範囲で、普段の省エネ・節電に取組み、やみくもに節電(我慢)するのではなく、電力を賢く使う「スマート・ユース」で今夏を乗り切りましょう。

夏の安定した電力供給のために皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

●問合先 環境保全課環境グループ(☎38-5808)

作業療法士すこやか日誌

～お子さんの発達に不安を感じたら～

最近、集団生活（保育園・幼稚園など）に適応できない『気になる子』がいるといわれています。

たとえば…

- Aくんは、自分の好きなことばかりして、クラスでの集団活動に参加しません。
- Bちゃんは、個別に声をかけると分かりますが、集団への指示では動けません。
- Cくんは、自分の好きな電車の話は一方的に話せますが、他の会話はかみ合いません。
- Dちゃんは、自分の思った通りじゃないと、ひっくり返って大騒ぎします。
- Eくんは、気が散りやすく、みんなが席に着くときに座っていることができません。
- Fちゃんは、ひとり遊びを繰り返し、先生が誘ってもみんなの輪に入ることが苦手です。



落ち着きがない、相手に合わせるやりとりが苦手などといった部分は、どのお子さんにもありますが、中には、『発達しょうがい』の特性が強い場合もあります。

【『発達しょうがい』とは】

生まれつき脳機能に問題があることが原因で、親の育て方や生活環境が原因ではありません。症状や程度もさまざま、知的には問題がない場合もあり、親のしつけ方やお子さんの性格と誤解している場合も少なくありません。

また、自分のペースで過ごすことができる家庭での生活では何ら困っていなくても、集団生活の場でとまどっているお子さんもいます。

【どうしたらいいの？】

お子さんの特性に合った働きかけをすることでお子さんの成長をより促すことができます。

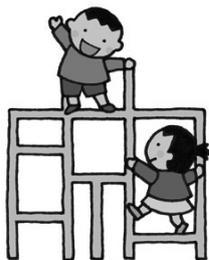
気になることや発達に不安を感じた場合には、お子さんの特性を理解して、特性に合う子育てのコツを知るために、できるだけ早く相談しましょう。

保健センターでは、小学校就学前のお子さんの健康や発達についてのさまざまな問題に早期に対応・支援ができるよう、育児相談・乳幼児健診・教室などを行っています。

【こども発達相談のご案内】

毎月1回予約制で、保健師や作業療法士と面接し、お子さんに合った声のかけ方、関わり方などを一緒に考えていきます。

電話で予約してください。



【保育園・幼稚園巡回】

保健センターの作業療法士や保健師が保育園・幼稚園を巡回し、先生にアドバイスをしながら、保護者への助言についても一緒に考え、お子さんのよりよい育ちを応援しています。

●問合先 健康課指導グループ（保健センター内☎37-3511）まで。

2 ケビン・コテージ(食事なしが基本です)

施設名	電話	料金(1泊1棟)	利用期間	施設規模
○天狗岩ファミリーパーク	0779-78-2266	4人用12,000円	5月～10月	ファミリーケビン9棟
○和泉前坂家族旅行村	78-2248	4人用6,000円	4月～10月	ログケビン20棟
○九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉コテージ	78-2536	4人用14,000円～ (食事付は、大人8,500円～)	1年中(冬季は雪により利用できない場合もあります)	コテージ7棟

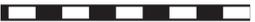
○和泉エリア □大野市街 ☆五箇エリア ■六呂師高原エリア

大野市へのアクセス

自動車で 約2時間

(東海北陸自動車道) (国道158号線)
一宮IC  白鳥IC  大野

電車で 約3時間10分

(北陸本線特急) (JR越美北線)
名古屋  福井  大野



大野市マスコットキャラクター
うぐびー

今後の大野市イベント	開催日・場所
九頭竜カヌーフェスティバル	7/15(日)、16(月) 下半原ふれあい湖畔
特別企画展 守ってあげたい生き物たち ～大野の希少動植物～	7/21(土)～9/2(日) 本願清水イトヨの里 福井県自然保護センター
第参陣 越前おおの“とんちゃん祭” ～ホルモン大野城の戦い～	8/4(土)、5(日) 越前おおの結ステーション
黒谷観音十日盆 星の下コンサート	8/9(木) 黒谷観音
おおの城まつり	8/13(月)～16(木) 越前おおの結ステーション、六間通り、 真名川憩いの島
てらまち万灯会	8/15(水)、16(木) 寺町通り
五番夜市・竹あかりコンテスト	10/5(金)、6(土) 五番通り



うめピー

イベント問合せ先 大野市役所観光振興課 (☎0779-66-1111)

歴史ある町並みと自然あふれる大野市へ！

～友好交流宿泊助成事業～

岩倉市では、市民の皆さんが友好交流市である福井県大野市に宿泊する場合、費用の一部を補助しています。

★ホテル・民宿など…下表のとおり

大人・子ども（小学生以上）ともに1人につき3,000円

★天狗岩ファミリーパーク…1棟につき3,000円

★和泉前坂家族旅行村…1棟につき2,000円

（平成24年10月まで別途1,000円割引券有り。ただし8月4日～15日の間は利用できません。）

★ホテルフレール和泉コテージ…

食事付の場合 1人につき3,000円

食事無の場合 1棟につき3,000円

●利用方法

①宿泊施設に直接予約してください。

②宿泊予約ができましたら代表者の印鑑を持参のうえ、市役所（1階情報サロン・6階企画財政課）で申請してください。宿泊助成券をお渡しします。

なお、申請の際に利用者全員の住所、氏名が必要となります。

③宿泊助成券を宿泊先にお渡しください。

※毎年4月から3月まで1人につき1回助成します。

※人数・時期などにより料金が割増になる場合があります。

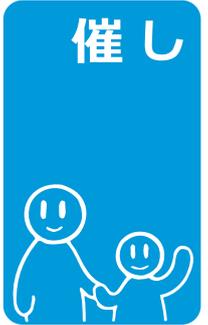
●問合先 企画財政課企画政策グループ（☎38-5805）

1 ホテル・民宿

名称	電話	料金 (大人1泊2食料金を含む)
○国民宿舎 パークホテル九頭竜	0779- 78-2326	7,300円～
○九頭竜温泉 ホテルフレール和泉	78-2536	8,500円～
○民宿 林家	78-2163	6,500円～
○民宿 茂兵衛	78-2607	7,000円～
○プチホテル PaPaMaMa	78-2226	7,000円～(朝食のみ)
□阿さひ旅館	66-2075	9,450円～
□扇屋旅館	65-5858	7,350円～
□大清水旅館	65-2250	6,500円～
□楠旅館	65-1886	7,350円～
□こし路荘旅館	66-0012	7,500円～
□俵屋旅館	66-3807	9,000円～

名称	電話	料金 (大人1泊2食料金を含む)
□にしき旅館	0779- 65-2275	7,350円～
□ふじや旅館	66-2259	5,250円～(朝食のみ)
□中島屋旅館	66-2472	6,800円～
□三浦屋旅館	66-2505	12,600円～
□美登里旅館	65-2279	7,350円～
□やまざき旅館	66-2169	7,350円～
□やまと旅館	65-1863	7,350円～
□山本旅館	66-2644	7,350円～
□弥生旅館	66-2860	7,875円～
□ホテルサンレア・21	66-1811	6,800円～(*食事なし)
☆鳩ヶ湯温泉	65-6808	12,750円～
■六呂師 ハイランドホテル	67-1301	10,500円～

暮らしのガイド



● 耳の聞こえがよくない人の社会参加を考えます！

聴覚障害者、難聴者、中途失聴者等を対象に「聴覚障害者等の社会参加を考える会」を開催します。
※手話通訳・要約筆記付き
▼とき 7月8日(日)午後1時30分～4時
▼ところ ふれあいセンター 13階視聴覚室兼研修会室
▼内容 聴覚障害者に対する情報保障について、意見交換など
▼問合せ 介護福祉課障害福祉グループ(☎3815809) 6618715)

● 平成24年度しらゆり大会 大会講演会

平成24年度しらゆり大会講演会を開催します。
▼講演内容 「知って！」

もつと病気のこゝろと統合失調症の治療で、私心がかけていることと
▼講師 舟橋龍秀さん(独立行政法人国立病院機構東尾張病院院長)

▼とき 7月22日(日)午後2時30分～4時
▼ところ 江南市民文化会館2階第1会議室(江南市北野町川石25番地1)
▼主催 社会福祉法人尾北しらゆり福祉会、尾北精神障害者家族会しらゆり会、しらゆり後援会

▼後援 愛知県江南保健所
▼参加費 無料
▼その他 当日午後1時から「しらゆり大会」が開催されます。皆さんの参加をお待ちしています。
▼問合せ しらゆり・ワーク(☎5618031)

● 社会を明るくする運動講演会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を予防し更生を支援する活動です。誰もが安心してしっかりと自分の人生を生きられる社会を築くには、過ちを繰り返さないように援助しあえる地域づくりが大切です。江

南保護区保護司会ではこの運動に合わせ、講演会を開催します。
▼とき 7月29日(日)午後2時～3時30分(会場午後1時)

▼ところ 江南市民文化会館小ホール(江南市北野町川石25番地1)
▼演題 『A.G.A.I.N. であい再び』
▼講師 廣中邦光さん(西居院やんちゃ和尚)
・講師プロフィール：岡崎市の生まれで、「平成の駆け込み寺」として、家出不登校・ひきこもり・いじめ・自傷行為などの問題を抱える思春期の子どもたちを無償で預かり、子どもの自立と社会復帰を支援する熱血和尚。子どもの心の痛み・叫びに真正面から向き合い、数々の子どもを救った。講師が語る実践的な教育論に各方面から注目が集まりテレビや雑誌でもその取り組みが紹介されている。

▼入場料 無料
▼主催 江南保護区保護司会
▼後援 岩倉市更生保護女性会 ほか
▼その他 講演会終了後、個人相談会(定員3人)を開催します。相談を希望される人は、講演会当日の午

外国人講師 英会話 未就園児からシニアまで

●レベル別少人数制
●とってもお値打ち月謝制(6,300円～)
●振替レッスン可能
●途中で先生が代わることがない
●日本人講師クラスもあります
●児童英検会場校

ひよこ(未就園児)・幼児・小学生・中学生・高校生クラス
大人 日常英会話、トラベル、TOEIC、ビジネス、シニア・プライベートレッスン

ABCイングリッシュハウス
■本校/犬山校 犬山市松本町1-117 熊沢ビル3F フリーコール
■岩倉校 岩倉市栄町2-30 水野ビル1F 0800-170-8686

広告

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

TEL(0568)74-6638

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後3:30~6:30	○	○	○	○	○	○	△

■休診日 日曜・祝日
■診療科目 眼科・小児眼科
平田眼科

広告

市民スペース情報

市役所市民ギャラリー

【平成24年度戦争資料展】

▶とき 8月1日(水)午前8時30分～8月15日(水)午後7時

▶問合せ 秘書課秘書人事グループ (☎38-5801)

市役所ミニステージ

【ヴァイオリンコンサート】

▶とき 7月21日(土)午前10時30分～11時30分

▶問合せ 水野 (☎052-503-6236)

生涯学習センターギャラリー

【岩倉総合高等学校美術部「びじゅつの卵たち」展】

▶とき 7月3日(火)午前9時～9日(月)午後3時

▶問合せ 岩倉総合高等学校・高橋 (☎37-4141)

【生涯学習講座「切り絵入門講座」作品展展示会】

▶とき 7月13日(金)午前9時～19日(水)午後4時

▶問合せ 岩倉市生涯学習センター (☎38-0100)

【龍峰書道会・小品展】

▶とき 7月20日(金)午前11時～26日(水)午後4時

▶問合せ 土屋 (☎37-2010)

●市民スペース問合せ 生涯学習課生涯学習グループ (☎38-5819)

後1時から受け付けでお申し込みください。希望者が多数の場合は、抽選になります。



●世界のお惣菜

岩倉市国際交流協会が、食を通じた交流会「世界のお惣菜」を行います。今回はブラジル料理です。今回は8月5日(日)午前10時～午後2時 生涯学習センター

料理室

▼定員 25人

▼持ち物 ふきん、エプロン、筆記用具

▼参加費 会員：無料 非会員：800円(小学生以下半額)

▼申込期限 7月31日(火)

▼申込・問合せ先 岩倉市国際交流協会 出野 (☎37-2495)

●第4回「岩倉軽トラ市」を開催します！

「第4回岩倉軽トラ市」を開催します。

今回も新鮮野菜をはじめとした、さまざまな種類の市が多数出店します。

また、楽しいイベントも用意していますので、皆さん、お誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

▼とき 7月15日(日)9時～正午※小雨決行

▼ところ 八剣憩いの広場

▼主な出品物 農産物、パン、ハム・ソーセージ類、雑貨など

※出品物は変更されることもあります。

▼イベント 「岩倉鳴子おどりの会 五条川桜」による鳴子踊り

桜まつりを始め、夏まつり市民盆おどりや市民ふれ愛まつり、につぼんど真ん中まつりなどにも出演されている五条川桜の皆さんによる、鳴子踊りを行います。元気いっぱい笑顔溢れる鳴子踊りをぜひご観覧ください。



①午前10時～②午前11時 ※約15分間のパフォーマンスです。

▼主催等 主催：岩倉市、主管：岩倉軽トラ市実行委員会、後援：岩倉市商工会

▼問合せ 岩倉軽トラ市実行委員会事務局(市役所4階商工農政課内 ☎38-5812)

★コンビニエンスストアで 全ての市税が納付できます★

お送りした納付書は、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアで納付できなくなりますので、ご注意ください。納期限後に納付を希望される場合は、税務課までご相談ください。

▶問合せ 税務課収納グループ(☎38-5806)

一人年額 500円の会費で交通事故で負傷された方に見舞金が支給される『交通災害共済』に家族で加入しましょう。

只今、平成22年度会員の募集をしております。詳しいことや共済見舞金請求手続等については市役所市民窓口課までおたずねください。

(TEL 0587-38-5807)

尾張市町交通災害共済組合

広告

講座教室



●小学生の食育わくわく教室「キッズもできるらくらく簡単朝ごはん」



いただきます!

成長期は、規則正しい生活リズムと栄養バランスのとれた食習慣を身につける大切な時期です。調理の体験をおして、食への関心を高めてみませんか。
また、正しい歯みがき方法を学び、お口の中もきれいにしましょう。
▼とき 7月27日(金)午前10時〜正午
▼ところ 保健センター2階栄養指導室

▼内容 お話「早寝・早起き・朝ごはんときれいな歯」調理実習(たまごと野菜のクルクルサンドと牛乳を使った簡単スープ)・歯みがき指導(子どものみ)
▼対象 小学生とその保護者(子どものみの参加も可)
▼定員 20人(先着順)
▼持ち物 エプロン・三角巾・普段使っている歯ブラシ・コップ・タオル・子ども用上靴(学校で使っているもの)
▼申込方法 7月2日(月)から保健センターで受け付けます(電話可)。
▼申込・問合せ 健康課指導グループ(保健センター) 内 0377-35111

●夏休み親子下水道教室
▼夏休みに親子で下水道の役割を学び水の大切さを考えよう!
夏休みに、親子下水道教室が五条川右岸と五条川左岸浄化センターでそれぞれ開催されます。
▼内容 浄化センターの見学や顕微鏡による微生物の観察、水の汚れを測る実験など下水道のしくみを楽し

く学習します。
▼費用 無料
▼持ち物 タオル、水筒、子ども用の上履き(大人用スリッパは用意します)
▼その他 動きやすい服装・運動靴で参加してください。
※各会場へは直接自家用車等でご来場ください。
▼主催 財愛知水と緑の公社
五条川右岸親子下水道教室
▼対象 小学生(保護者同伴)
▼とき 7月27日(金)
・午前の部：午前10時〜正午
・午後の部：午後1時30分〜3時30分
▼ところ 五条川右岸浄化センター(北島町権現山7-1-1)
▼定員 各40人(先着順)
▼受付開始日 7月2日(月)
(平日の午前10時〜午後5時)
▼申込・問合せ 五条川右岸浄化センター(☎66-8651)
五条川左岸親子下水道教室
▼対象 小学4〜6年生(保護者同伴)
▼とき 8月3日(金)
・午前の部：午前10時〜正午
・午後の部：午後1時30分〜3時30分

▼ところ 五条川左岸浄化センター(小牧市新小木四丁目47)
▼定員 各10組程度(先着順)
▼受付期間 7月2日(月)〜27日(金)
▼申込・問合せ 五条川左岸浄化センター(☎0568-7512911)

●わくわくサイエンス教室と夏休み図工教室
わくわくサイエンス教室
「新聞紙で丈夫な橋をつくらう!」
新聞紙で橋をつくるコンテストの発案・企画者である愛知工業大学都市環境学科土木工学専攻の鈴木森晶教授をお招きして、強い橋の作り方を指導していただき、新聞紙で橋を作ります。そして、最後には、作った橋の強度を計測します。
▼とき 8月8日(水)午前10時〜午後4時
▼定員 20人
▼対象 小学生〜中学生
▼参加費 5000円
▼持ち物 お弁当、飲み物
夏休み図工教室「巣箱づくり」
「絵画教室」

夏休みの宿題対策として、木工と絵画の先生をお招きして、巣箱づくりと絵画教室を行います。
▼とき 8月1日(水)午後2時〜5時・2日(木)午前9時30分〜午後零時30分
▼定員 各日10人ずつ
▼対象 小学生
▼参加費 1千円(申込時に「木工」か「絵画」のどちらにするかをお伝えください)
▼持ち物 特にありません。
※開催場所・申込方法は、面教室とも次のとおりです。
▼ところ 希望の家(川井町)
▼申込方法 電話で希望の家へお申し込みください(先着順)。
▼問合せ 希望の家(☎37-4191)



2012年（平成24年度）夏季

スポーツ教室参加者募集

●**募集期間** 7月4日(水)～20日(金)

※募集人数が集まり次第受け付けを終らせていただきますのでご了承ください。

●**受付場所** 市役所6階生涯学習課内スポーツグループ

※市役所時間外・土日・祝日は、総合体育文化センターで受け付けます。参加料は教室当日までに市役所または当日に現地でお支払いください（総合体育文化センターで参加料のお支払いはできません）。

●**参加資格** 市内に在住・在勤・在学している人で教室ごとに定める対象の人

●**その他** 電話での受付はできませんのでご了承ください。また、1人で複数名分の受け付けはできませんのでご注意ください。

●**問合せ先** 生涯学習課内スポーツグループ（☎38-5819）

カローリング教室

<教育委員会主催>



対象 小学生以上
定員 45人
参加費 大人1,000円（小・中学生は無料）
開催日 8/4、8/11、8/18、9/1、9/8（5回）
曜日日時 土曜日 午前10時～11時30分
ところ 総合体育文化センターアリーナ
講師 岩倉市スポーツ推進委員
持ち物 タオル・室内シューズ・水筒
内容 カローリングは冬季オリンピックでおなじみのカーリングからヒントを得て考案された、床で行うニュースポーツです。子どもから高齢者まで手軽に楽しむことができます。

シュノーケリング教室

<体育協会主催>



対象 小学校4年生～中学生とその保護者
 （子どものみの参加は保護者の同意が必要）
定員 20人
参加費 小学校4年生～中学生6,000円 保護者7,000円
開催日時 7/25（水）
 午前7時30分出発 午後6時頃帰着予定
発着場所は総合体育文化センター駐車場
ところ 若狭三方マリンパーク
講師 ワイズダイビングサポート
持ち物 タオル・水着・水筒・ゴーグル
内容 日本海の透き通った景観のなかで磯遊びとシュノーケリングが楽しめます。教室中はインストラクターが付き添います（申込者が5人以下の場合は中止させていただきます）。

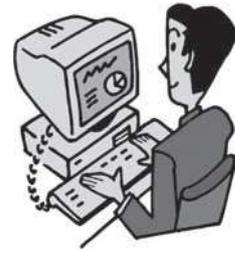
ジュニアボウリング教室

<体育協会主催>



対象 小学生
定員 25人
参加費 5,000円（レーン代・貸し靴代込み）
開催日時 7/31(火)～8/3(金)（4日間）
時間 午前10時～11時30分
ところ 稲沢グランドボウル
講師 JBC認定プロボウラー
持ち物 運動のできる服装・靴下・タオル
内容 プロボウラーに教えてもらえますので短期集中でボウリングが上達するかも！！送迎バスもあります（午前9時30分総合体育文化センター発）ので気軽にご参加ください。

●愛知県障害者訓練
いぬやまe・MOS
資格対策コース



▼とき 9月3日(月)～10月19日(金)(毎週月～金曜日午前9時30分～午後3時30分)

▼ところ 犬山市国際観光センター(犬山市松本町4-21)

▼内容 パソコンソフトの高度な応用力の習得と資格取得のための対策講座。

▼対象 障害者手帳所持者(身体障害者、精神障害者)

▼定員 7人(面接で選考)

▼受講料 無料(別途テキスト代1千800円が必要)

▼申込方法 8月2日(木)までに公共職業安定所で求職登録をしたうえで、手続きしてください。

▼問合せ 公共職業安定所または、愛知障害者職業能力開発校(☎0533-9

3・2102)

●愛知県障害者訓練
ばそメイト・P検定
3級対策コース

愛知障害者職業能力開発校では「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」を「多様な委託先を活用して」実施しています。

▼とき 8月6日(月)～10月15日(月)(毎週月曜日、木曜日、金曜日の午前10時～午後5時)

▼ところ ばそメイト国府宮教室(稲沢市国府宮2-5-21)

▼訓練内容 オフィス2010(ワード、エクセル)の応用知識とP検定3級取得対策

▼対象 障害者手帳を所持している身体障害(聴覚障害、視覚障害を除く。マウスを持つことが可能な人)、精神障害の人

▼定員 7人(面接で選考)

▼受講料 無料

▼申し込み 7月9日(月)までに、公共職業安定所で手続きをしてください(受講には安定所での求職登録が必要)

▼問合せ 公共職業安定所

または愛知障害者職業能力開発校(☎0533-9312102)



●子育て親育ち講演会
「親の愛・ふれあいに包まれて育つために」

乳幼児期に親の愛をたっぷり受けた子どもは、情緒が安定すると言われています。親と子の信頼関係を築くためには、「親の愛」「ふれあい」に包まれて育つことが大切です。

▼とき 7月27日(金)午前10時～11時

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼内容 講演会「親の愛・ふれあいに包まれて育つために」

▼講師 鵜飼洋子さん(人権擁護委員)

▼対象 妊婦・関心のある人(生後4カ月児ごろまでの乳児の保護者等)

▼申込 保健センターで受け付けます(電話可)。

▼申込・問合せ 健康課指導グループ(保健センター内☎37-3511)

●25歳～39歳および医療保険未加入者の健康診査

事前の申し込みは必要ありません。実施日に直接保健センターへお越しください。

▼健診日時・対象・費用 下表のとおり。

※駐車場が少ないため車の来場はご遠慮ください。
※対象年齢は平成25年3月31日時点での年齢です。



対象者	25歳～39歳の職場等で健診を受診する機会のない市内在住の希望者(昭和48年4月1日～昭和63年3月31日以前の生まれの人)	40歳以上の市内在住者で医療保険未加入(生活保護受給者等)の人
費用	2,500円	無料(生活保護受給者は事前に配布されている受診券を持参してください。)
健診日	7/19(木)・7/20(金)・7/23(月)・7/24(火)	
受付時間	午前9時～11時30分	
検査項目	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・理学的検査・心電図検査・貧血検査・眼底検査(コンタクトレンズを使用されている人はケースをお持ちください)	
会場	保健センター	

▼問合せ 健康課健康グループ(保健センター内☎37-3511)

と き	7月20日(金) 午後1時30分～3時30分
ところ	江南市布袋ふれあい会館 (江南市布袋町東359)
内 容 および 講 師	● 専門家の講義 「神経難病とは～病気や薬について～」 講師 尾北医師会 池田医院 神経内科医師 池田 隆さん

江南保健所では、神経難病の患者・家族の人を対象に「ゆめの会」を年4回開催しています。
療養生活に役立てていたために専門医や理学療法士などの話を聞いたり、音楽療法を楽しんだり、患者・家族同士の交流会を行っています。

▼とき・ところ・内容・講師
左表のとおり。

● 神経難病患者・家族教室「ゆめの会」のご案内(第1回目)

まずはご相談ください。
高齢者に対して「暴力をふるう」、「言葉や態度で精神的な苦痛をあたえる」、「財産を勝手に使う」、「介護や世話が必要なのに放置する」、「性的な行為を強要する」、「このようなことは、高齢者虐待になります。」
「虐待かな?」と思つたら、一人で悩まずに、小さなことでも、まずはご相談ください。
相談が入ると:
虐待の状況や本人の意思を確認し、介護福祉課や地

● 高齢者への虐待が起ころないまちを指して



▼参加費 保険料として100円(年度の初回参加時に徴収)
▼申込期限 7月10日(火)
▼申込・問合せ 江南保健所健康支援課地域保健グループ難病担当(☎56・2157)

域包括支援センターの職員、ケアマネジャーが連携し必要な支援を行います。
介護の負担を軽減しましょう。
介護は、心身ともに大きな負担となりがちです。
一人で頑張りすぎないで、家族や周囲の人の協力を仰ぎましょう。
また、介護保険サービスを上手に利用できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどに気軽に相談しましょう。
地域で支え合いましょう。
「怒鳴り声や大きな物音が聞こえる」、「天気が悪くても長時間外に居る」、「居住する家が極端に非衛生的である」など、地域で「気になる人」がお見えでしたら、お気軽にご連絡ください。
高齢者や介護する人を地域であたたく見守り、地域からの孤立を防ぎましょう。
皆さんの声かけなどで、高齢者虐待の早期発見や深刻化を防ぐことができます。

▼問合せ 岩倉市地域包括支援センター(☎38・0303)または介護福祉課高齢福祉グループ(☎38・5809)

入札結果

(5月17日～31日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期 間
舗装修繕工事	下本町地内	(株)大栄企業	3,780,000	5/22～8/31
舗装修繕工事	井上町外2地内	関戸工業(株)	5,355,000	5/25～8/24
舗装修繕工事	中本町外1地内	(株)大栄企業	7,350,000	5/25～8/24
舗装修繕工事	大山寺町外3地内	(株)松本工務店	6,615,000	5/25～8/24
自然生態園水路蓋取替工事	北島町地内	(株)大崎工務店岩倉支店	5,040,000	5/25～7/20
岩倉市農業振興地域整備計画策定業務	岩倉市全域	アジア航測(株)名古屋支店	4,609,500	5/22～H25/3/31
稲荷用排水路改修工事測量設計業務	大山寺町地内	(株)中部テック	2,310,000	5/22～8/31
岩倉東小学校北館現況調査委託	東町掛目1番地	(株)司設計事務所	2,205,000	5/22～8/31
西部保育園耐震補強工事設計委託業務	西市町二本木19番地の8	(株)梶浦設計事務所	2,698,500	5/22～H25/2/28
市民プラザエレベーター設置工事設計監理業務	昭和町二丁目17番地	(株)浦野設計	1,207,500	5/22～10/31
岩倉市管路耐震化計画策定業務	岩倉市全域	中日本建設コンサルタント(株)	5,040,000	5/29～H25/2/28
舗装修繕工事	石仏町地内	(有)八信建設	9,975,000	6/1～8/31
東部保育園耐震補強等工事	大市場町順喜11番地	昭和土建(株)岩倉支店	16,222,500	6/1～12/21
汚水幹線管渠工事(右岸24-1工区)	大山寺町外1地内	大興建設(株)岩倉支店	47,775,000	6/8～H25/1/8
(都)北島藤島線地質調査業務	曾野町外地内	東邦地水(株)名古屋支社	4,924,500	6/5～7/31

～岩倉市地域福祉計画ができるまで～

岩倉市では、平成23年度から2カ年で「岩倉市地域福祉計画」を策定しています。このコーナーでは、計画策定までの進行状況を市民の皆さんにご紹介します。

専門職懇談会では、医療・保健・福祉・介護の専門職にお集まりいただき、高齢者福祉部会、障害者福祉部会、次世代育成支援部会の3つのグループに分かれて、毎月1回ずつ意見交換をしています。

楽しく子育てができ、たとえ障害をもっても、また高齢期を迎えた



▲5月14日(月) 第2回高齢者福祉部会
(岩倉市役所 大会議室)

ときにも「安全・安心・快適に暮らせる岩倉市」をめざします。また、防災に対する各事業所の備えについて情報を交換し、さまざまな専門職が協力して支援を提供する「地域包括ケアシステム」をつくっていくための課題について話し合いを重ねています。



とくにも「安全・安心・快適に暮らせる岩倉市」をめざします。また、防災に対する各事

業所の備えについて情報を交換し、さまざまな専門職が協力して支援を提供する「地域包括ケアシステム」をつくっていくための課題について話し合いを重ねています。

▶問合先 介護福祉課高齢福祉グループ (☎38-5809)

●ふるさといわくら応援寄附金の受入状況をお知らせします

ふるさといわくら応援寄附金(ふるさと納税)とは、生まれ育った「ふるさと」や、ゆかりのある市町村など、応援したい地方自治体に寄附をした場合に、寄附金控除の優遇が受けられる制度です。

岩倉市では、この制度によりご寄附いただいた寄附金を、希望された分野の事業に活用させていただくこととしています。

平成23年度にいただいたふるさといわくら応援寄附金は258万5千847円(7件)で、「安心していきいきと暮らせるまち」「自然と調和した安全でうるおいのあるまち」「便利で利便性の高い魅力あるまち」の事業費に充てさせていただきました。

ご寄附いただいた皆さんに、心よりお礼申し上げます。

ふるさといわくら応援寄附金にご協力を

寄附を通じて岩倉市の応援をしていただける人を募

集しています。もちろん市内にお住まいの人でも岩倉市へ寄附をしていただけます。手続きは簡単ですので、まずはお問い合わせください。

▼問合先 行政課行政グループ (☎38-5804)

●「成年後見制度」をご存知ですか？

例えば、こんな心配はありませんか？

- ・ひとり暮らしの母親が認知症で、使いもしない高額な健康器具を次々と買ってしまう。
- ・アルツハイマー病と診断されたが、これからも自分の意思で暮らしていきたい。
- ・親が亡くなった後、知的障害のある子どもが将来が不安。
- ・認知症の父が所有する不動産を売却して、入院費にあてたい。

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律や生活面で支援する制度です。

制度を利用するには

● 『就職』に関する相談室

家庭裁判所に申し立て、本人の援助者(後見人など)を選びます。援助者は、本人に代わってさまざまな契約をしたり、本人が一人で行った契約を取り消したりすることで、本人が不利益を被らないように支援します。

申し立てできるのは
本人・配偶者・4親等内の親族です。身よりのない人の場合は、市町村長が申し立てることもできます。申し立ての際は、一定の費用が必要になります。

現在は十分な判断能力がある人でも、将来に備えてあらかじめ自分で援助者を選んでおく制度もあります。

申し立て先は
本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てを行います(岩倉市にお住まいの方は、名古屋家庭裁判所一宮支部へ)。

▼問合せ先 岩倉市地域包括支援センター(☎38・0303)または介護福祉課高齡福祉グループ(☎38・5809)

岩倉市では、就職活動に

● 日本政策金融公庫 資相談会

関するさまざまな悩みをお持ちの若者や大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者やその家族を対象に若年者就職相談窓口を開設しています。ご利用ください。

▼とき 7月23日(月)①午後1時〜、②午後2時〜、③午後3時〜

▼ところ 市役所1階相談室

▼定員 3人(1人あたり50分)

▼相談料 無料

▼アドバイザー 大井徹也(県委嘱)：中小企業を営む傍ら、自らキャリア・コンサルティングとして、未就職者のメンタル強化を土台としたアドバイスをを行っている。

▼対象 40歳未満の若年者(大学、短大等の学生を含む)およびその家族

▼申込方法 7月13日(金)までにお申し込みください。

▼申込・問合せ先 商工農政課商工観光グループ(☎38・5812)

岩倉市商工会と日本政策

金融公庫一宮支店国民生活事業の共催で、夏季資金のほか、景況悪化の影響により経営環境が悪化している事業者向けの融資などについて、相談会を開催いたします。お気軽にご相談ください。

▼とき 7月9日(月)午前10時〜午後4時

▼ところ 岩倉市商工会セーフティネット貸付 経営環境変化資金(業況が悪化している人で雇用維持拡大を図る人)

・融資限度：4千800万円以内
・返済期間 運転資金：8年以内(うち据置3年以内)
・設備資金：15年以内(うち据置3年以内)
・利率：年1・55割(固定)(5月16日現在)
・創業される人・創業直後の人からの創業に関するご相談も賜ります。

申込み・相談をご希望の方は、事前にご連絡をお願いします。

▼申込・問合せ先 岩倉市商工会(☎66・3400)または日本政策金融公庫一宮支店国民生活事業(☎0586・73・3131)



● 夏の交通安全県民運動 7月11日(水)〜20日(金)

ストップ・ザ・交通事故 高めようモラル守るルール

夏本番を迎え、海や山のレジャーの本格的なシーズン到来となります。

この時期は、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫になった運転者と、外出の機会が増える子どもや、暑さで体力の低下が心配される高齢者の交通事故の危険が高まります。

また、夏の開放感からスピードの出し過ぎや飲酒運転による重大事故の多発も心配されます。

思いやりの意識を高め、交通マナーを向上させましょう。

★重点実施項目
・子ども・高齢者の交通事故防止
・歩行者・自転車の交通事故防止
・交差点事故の防止
・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
・飲酒運転の根絶

▼問合せ先 江南警察署交通課(☎56・0110)

図書館ニユース

図書館 ☎37・6804

● 新着図書のご案内

★窓の向こうのガーシユウイン
宮下 奈都 著

★P.F. ドラッカー完全ブックガイド
上田 惇生 著

● 児童新着図書

★10才までに知っておきたい日本まるごとガイドブック
池上 彰 監修

★よるの美容院

市川 朔久子 著
※その他の新着図書については、図書館ホームページをご覧ください(ホームページから貸出中の圖書の予約ができます)。

● 予約の多かった本 (4月〜5月)

- ①ナミヤ雑貨店の奇蹟 (東野 圭吾)
- ②舟を編む (三浦 しをん)
- ③三匹のおっさん ふたたび (有川 浩)

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼とき 毎月第3木曜日午後1時～4時(7月19日・8月16日・9月20日)

▼ところ 市役所1階相談室

▼相談員 NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

▼主な相談内容

クレジットサラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援、ヤミ金など

※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族、個人の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

※相談料は無料です。

※予約優先で行っています。

▼予約・問合せ クレサラあしたの会(☎0801328917704)

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(6月11日現在)

- ▶譲ります(有償) 女性用スーツ
 - ▶あげます(無償) ベビー布団一式、湯沸かし器、スノーボード、ベビーカー、おんぶ・だっこひも、ベビー用椅子、鳥かご、医療用マットレス、チャイルドシート、工業用マシン
 - ▶求めます 岩倉中学校女子制服等、子ども用自転車、岩倉幼稚園男児制服、キャンプ用品、曾野小学校体操服、囲碁セット、一輪車、ワープロ、パソコン、曾野第2幼稚園制服・体操服等、スクール水着、幼児用自転車、大人用三輪車、自転車
- 岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。
- ▶問合せ 商工農政課商工観光グループ(☎38-5812)

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっておりますので、お気軽にご相談ください。なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■消費生活専門相談

毎月第1～第4火曜日午後1時～4時

■母子寡婦就業相談

7月6日(金)午前10時～午後3時30分

■法律相談(予約制…定員各6人)

7月10日(火)、25日(水)

午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)

午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

7月11日(水)午後1時～4時

■不動産相談

7月12日(木)午後1時～4時

■人権相談

7月13日(金)午後1時～4時

■行政相談

7月13日(金)午後1時～4時

■年金相談

7月13日(金)午前10時～午後3時

■総合福祉相談

7月20日(金)午後1時～4時

★身体障害者相談

★戦没者遺族相談

■若年者就職相談

7月23日(月)午後1時～4時

■知的障害者相談

7月26日(木)午後1時～4時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー ごじょうほう

A Lei do Livro do Registro Básico de Residentes vai ser alterada

Sobre os residentes estrangeiros:

De acordo com a nova lei, os estrangeiros serão registrados no mesmo Livro de Registro que os japoneses (*Juminhyo*). Com isso, será possível emitir o certificado de residência de famílias compostas por membros japoneses estrangeiros, registrados na mesma célula familiar.

As mudanças do tipo de visto e período de estadia só poderão ser feitos no departamento de imigração. No caso de mudança de Iwakura para outra cidade, é necessário realizar a notificação de saída de Iwakura (*tenshutsu todoke*) na prefeitura. Na cidade onde for morar também será necessário realizar a notificação de entrada (*tennyu todoke*), sendo necessário levar o certificado de saída (*tenshutsu shomeisho*) e o cartão de permanência (*zairyu card*) ou o certificado de residente permanente especial (*tokubetsu eijusha shomeisho*) (somente necessário para aqueles que tiverem esse visto).

Pessoas que qualificam para serem registradas no Livro Básico de Residentes

① Portadores de visto de médio e longo prazo (Pessoas qualificadas a receber o cartão de permanência zairyu card)

※Estrangeiros com prazo de permanência maior que 3 meses, exceto diplomatas, serviço público oficial e permanência de curto período.

② Residente permanente especial

③ Residente Transitório por causa do nascimento ou Residente Transitório por perda de nacionalidade

※Pessoa que se tornou estrangeira por causa do nascimento ou por perda da nacionalidade japonesa (poderão permanecer sem status de permanência até 60 dias desde o início do fato)

④ Refugiado Protegido com a Permissão de Desembarque Temporária ou Refugiado com a Permissão de Estada Provisória

As pessoas que não se enquadram nas categorias acima e aqueles que não têm status de permanência em 9 de julho, não poderão ser registrados no Livro

Básico de Residentes. Não poderão portanto, pedir emissão do certificado de residência *juminhyo* ou certificado de carimbo *inkan shomei*

Iwakura Flea Market

Realizado com a finalidade de reciclar os recursos e de que os participantes possam aproveitar para se desfazerem de itens não utilizados em casa. Aproveite para contribuir com o ambiente e reciclar seus itens desnecessários.

- Data: 14 de julho – das 9h30 da manhã à uma da tarde
- Local: Centro Integrado de Esporte e Cultura – Salão Multi-propósito
- Vendedores: 30 stands de flea market, Minori no Sato

Dia da coleta do lixo reciclável

ぶんべつしゅうじゅうひ
分別収集の日

- 03/07(ter) • Yatsurugi Cho • Inoue Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho
- 10/07(ter) • Daichi Cho • Daichishin Machi • Chuo Cho • Minamishin Machi • Kawai Cho • Kitajima Cho • Noyori Cho
- 13/07(sex) • Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

こしふるぎひ
古紙と古着の日

- 03/07(ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Nakano Cho • Suzui Cho
- 06/07(sex) • Shimohon Machi • Showa Cho • Asahi Machi • Sakae Machi 2 Chome • Shinyanagi Cho • Shinyanagi Cholku
- 10/07(ter) • Saichi Cho • Hon Machi • Miyamae Cho • Sakae Machi 1chome
- 14/07(sab) Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

● Informações (☎ 38 - 5807)

Disponível intérprete em português

平成24年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します。

後期高齢者医療被保険者の人に、保険料についてお知らせします。平成23年中の所得が確定し、年額保険料が確定したことに伴い、7月中旬に平成24年度「後期高齢者医療保険料額決定通知書」・「納入通知書」を送付しますので確認して下さい。なお、保険料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

●**問合せ先** 市民窓口課保険医療グループ（☎38-5807）まで。

後期高齢者医療制度の保険料率改定

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行いました

平成22・23年度の保険料率		平成24・25年度の保険料率	
所得割率	7.85%	所得割率	8.55%
被保険者均等割額	41,844円	被保険者均等割額	43,510円

【保険料が増加する理由】 被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたため等

●保険料賦課限度額の改定

平成24年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行います。これにより、所得割率が8.55%に抑制され、中間所得者の負担軽減が図られます。

50万円	→	55万円
------	---	------

●保険料の計算方法（所得金額に応じて計算されます。）

所得割額 (所得金額－33万円)×所得割率8.55%	+	被保険者均等割額 被保険者1人あたり 43,510円	=	保険料額 限度額55万円 ※100円未満切捨
-------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------------

●保険料の軽減 所得の低い世帯の人の軽減は平成23年度と同じです。

① 被保険者均等割額の軽減 例：夫婦世帯の場合（一人当たり軽減額）

9割（39,159円）軽減 ・世帯全体の所得金額の合計が33万円以下 ・全員の年金収入が80万円以下 ・他の所得なし	8.5割（36,984円）軽減 ・世帯全体の所得金額の合計が33万円以下 ・9割軽減に当てはまらない
5割（21,755円）軽減 ・世帯全体の所得金額の合計が33万円を超えて、 33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数) 以下	2割（8,702円）軽減 ・世帯全体の所得金額の合計が33万円を超えて、 33万円+(35万円×被保険者数) 以下 ・5割軽減に当てはまらない

65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定されます。収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

②所得割額の軽減

5割軽減	本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下（公的年金収入で211万円以下）
------	---

●職場の健康保険などの被扶養者だった人

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった人は、保険料の被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。

フ
オ
ト



ニ
ュ
ー
ス



親 第28回五条川小学校区親子スポーツデー 子でスポーツ!楽しいね

5月27日(日)、総合体育文化センターで五条川小学校コミュニティ推進協議会と子ども会による五条川小学校区親子スポーツデーが行われました。このスポーツデーでは、親の背負ったかごに子どもがボールを入れる競技やフラフープをくぐり抜ける速さを競う競技など8つの競技が行われ、親子で一緒に汗を流してスポーツを楽しむとともに親子のふれあいを高めました。



泥

稲作り農業体験
にまみれて

6月9日(土)、東町の水田で稲作り農業体験が行われ、25人が参加しました。

親子連れの参加者は、子どもと仲良く水田で泥にまみれながら一生懸命田植えをしていました。

この水田ではこれから皆で草取りなどの手入れをし、秋にはお米の収穫をします。



柔 2012ドイツカデ国際大会結果報告 道の国際大会で第三位!

6月4日(月)、柔道の2012ドイツカデ国際大会で第三位となった黒木七都美さん(大成中学校3年)が結果報告のため、岩倉市役所を訪れました。岩倉柔道スポーツ少年団で指導を受けた黒木さんは、めきめきと腕をあげて、国際大会で第三位となる好成績を収めました。黒木さんは「初めて外国の選手と試合をしたが力の強さに驚いた。」と話してくれました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。 ●申込先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)まで。

7月のカレンダー

1	日	㊦休日急病診療(有馬良成 有馬医院) 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30~12:00)
2	月	
3	火	★1歳6カ月児健康診査 分別収集/八剣町・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町
4	水	★健康チェックの日 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
5	木	★母子健康手帳の交付
6	金	★2歳6カ月児親子歯科健康診査 分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
7	土	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
8	日	㊦休日急病診療(柵木隆志 ませきクリニック) ※市役所市民スペースはお休みです 日曜資源回収ステーション(防災公園9:00~12:00)
9	月	★乳幼児健康相談
10	火	★4カ月児健康診査・BCG 分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日/西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
11	水	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
12	木	★母子健康手帳の交付
13	金	★2歳児歯科健康診査 分別収集/東新町(岩倉団地)
14	土	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道 古紙と古着の日/東新町(岩倉団地)
15	日	㊦休日急病診療(伊藤乙彦 伊藤外科) 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30~12:00) 日曜資源回収ステーション(清掃事務所9:00~12:00)

★印は、保健センターで行います。休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

広報いわくら音声版(CD)を用意しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合せ先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)

岩倉市の人口/48,134人(+58人)
男性/23,962人(+52人)
女性/24,172人(+6人)
世帯数/20,674世帯(+45世帯)
(6月1日現在、()内は前月1日現在との比較)

- 毎月2回 1日・15日発行
- 岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
- 岩倉市Eメールアドレス(代表)
koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp
- 編集 総務部秘書課広報広聴グループ
- 発行 岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
☎0587-66-1111(代表) FAX0587-66-6100

電話番号案内

- 戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・後期高齢者医療 等
市民窓口課(☎0587-38-5807)
- ごみの収集・処理、犬・猫などペットの死体処理、公害、環境保全 等
環境保全課(☎0587-38-5808)
- 保育園、児童福祉、児童手当 等
児童家庭課(☎0587-38-5810)

救急医療情報センター
☎0586-72-1133

㊦休日急病診療所(日曜日・祝日)
☎0587-66-4708
受付 9:00~11:30
13:00~16:30

㊦小児救急外来
江南厚生病院内(こども救急診察室)
☎0587-51-3333
○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日
受付 8:30~16:30
○第1・3土曜日
受付 12:20~16:30

愛知県小児救急電話相談
☎#8000
☎052-962-9900
○毎日
受付 19:00~23:00

消防テレホンサービス
☎0587-38-3119



確認してください

お近くの避難場所



②岩倉東小学校



岩倉東小学校は、岩倉団地の北側矢戸川に隣接しています。
所在地は東町掛目1になります。一度ご確認ください。



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。